

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月25日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 綿川 昌明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	山口県応援ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2020年2月8日から2020年8月7日まで) 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月7日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することに伴い訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

2020年 2月 8日から2020年 8月 7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

<訂正後>

2020年 2月 8日から2020年 8月 7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

信託終了（繰上償還）の予定について

ファンドにおいては、2020年5月11日をもって信託終了（繰上償還）を予定しております。繰上償還が成立した場合、申込期間は2020年4月7日までとなります。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 繰上償還の理由

ファンドにつきましては、受益権口数が投資信託約款の繰上償還に関する規定に定める5億口を下回る状態となっており、また残高の大幅な増加も見込みにくいと推測されます。こうしたことから、投資信託契約を解約し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であると考え、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

2. 繰上償還の手続きおよび日程

電子公告日 [*]	2020年2月25日
異議申立期間	2020年2月26日から2020年4月3日まで
信託終了（繰上償還）予定日	2020年5月11日

* 弊社ホームページに掲載します。

異議申立ての受益者の受益権の合計口数が2020年2月26日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、本手続きによる繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、速やかに弊社ホームページにて公告します。

なお、2020年2月25日以降にファンドをお申込みされた受益者につきましては、上記の異議を申立てることはできませんのでご注意ください。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は、2006年12月26日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により、信託を終了させる場合があります。

< 訂正後 >

信託期間は、2006年12月26日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により、信託を終了させる場合があります。

信託終了（繰上償還）することとなった場合、信託期間は2020年5月11日までとなります。